

設立の趣旨

日本に初めて女性法曹が誕生したのは、1940（昭和15）年で、女性弁護士3名が誕生しました。当協会の設立は、1950（昭和25）年、GHQの法務部LSにいたアメリカ合衆国の女性弁護士メアリー・イースタリングの示唆によるもので、女性の弁護士・裁判官・検察官に大学の法学研究者も加えて10余名でスタートしました。

設立と同時に、国際女性法律家協会にも加盟し、当協会は国際女性法律家協会の日本支部として、これまでに国連日本代表も送り出しています。

国際女性法律家協会は、国連の経済社会理事会の諮問機関である非政府団体（NGO）に登録しています。

日本女性法律家協会事務局

〒105-0001

東京都港区虎ノ門3-18-12

スタジオオ虎ノ門811

TEL(03)3578-1981

FAX(03)3437-6188

URL: <https://j-wba.org/>



組織・運営

役員（総会で選任され任期は2年）

会長 1名

副会長 4名

幹事 20～30名程度

会計監査 2名

定時総会 年1回

幹事会 年10～12回開催

近畿支部 大阪高裁管内の会員で組織

女性法律家の皆さまへ

1 会員資格

弁護士、裁判官、検察官または大学の法学の教授もしくは准教授である女性及びこれらの職にあった女性等は、幹事会の承認を得て会員になることができます。

女性の司法修習生は、幹事会の承認を得て準会員になることができます。

中高生、大学生、法科大学院生等を対象としたジュニア会員制度もあります。

2 入会方法

日本女性法律家協会ホームページの[入会案内]から申込フォームを送信頂くか、事務局にお問い合わせ下さい。

会員 入会金 3000円

会費 1万円（年額）

但し、入会后3年間は半額



日本女性法律家協会

JAPAN WOMEN'S BAR ASSOCIATION

日本女性法律家協会とは？

日本女性法律家協会とは、1950年に設立された女性の弁護士、裁判官、検察官、法律学者から構成される全国組織の団体で、現在の会員数は約800名です。

会の目的と活動

女性の法律専門家集団として、公正で調和のとれた活力のある法治社会の発展、女性の地位向上、会員相互の親睦等を目的として

- ① 司法・法学、女性の地位に関する調査研究や意見の発表
- ② 外国法曹との交流
- ③ 他の女性団体との連絡連携
- ④ 弁護士会員による法律相談

を活動の柱としています。